

様式第4号（第5条関係）

平成30年3月31日

古賀市議会議長

議員名 井之上 豊

平成29年度政務活動費収支報告について

古賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

- 1 平成29年度政務活動費収支報告書
- 2 添付書類
  - (1) 政務活動費収支報告書（別紙1）
  - (2) 政務活動費支出内訳書（別紙2）
  - (3) 領収書又はこれに準ずる書類

別紙1

平成29年度政務活動費収支報告書

議員名 井之上 豊

1 収入

政務活動費 120,000円

2 支出

項目	金額(円)	支出内訳書の番号
調査研究費		
研修費	136,040	1, 2, 3, 4
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
支出合計	136,040	

3 残額 0円

別紙2

平成29年度政務活動費支出内訳書

番号	期 間	内 容	経費 (円)	備考
1	H29年7月3 日	質問原稿の書方	15,000	受講料1件
2	H29年10月 12日~13日	議会議員にまつ わるお金の話 質問方法スキル アップ	85,300	受講料2件 宿泊費 交通費
3	H29年10月 26日	森林・林業・林 産業活性化九州 大会	5,740	交通費
4	H29年7月6 日	決算審査1, 2	30,000	受講料2件

※研修及び視察には報告書を添付のこと

参考様式

支出内訳書の番号 <u>1</u> 調査研究報告書	
1 名称	・キラリと光る質問原稿の書き方
2 目的	・古賀市議会の一般質問等の内容を深める為
3 実施時期	平成29年7月3日 10:00~12:30
4 実施場所	福岡市博多区博多駅東1丁目16-4 リファレンス駅東ビル
5 参加者	7月3日 井之上豊
6 その他	

①

執行との議論に勝つ連続講座

「キラリと光る質問原稿の書き方」

講師 宮本 正一

「政と官」後藤田 正晴著

役人は、政治家を馬鹿にすることがある。しかし、それは間違いだ。

政治家は、多くの人間に自分の名前を書かせるのである。それだけの何かを政

治家は誰でも持っているのである。

ヘッドライントピックス②

地方議員は下記の2つの議員活動を行うサービス業

①政治活動：政治上の目的を持って行われる全ての行為⇒憲法第21条

\*ただし選挙運動にわたる行為は公職選挙法の適用を受ける。

②選挙活動：特定の選挙において、特定の候補者を当選を得または得しめるた

めに、選挙人に働きかける直接または間接の一切の行為

サービスチェックシート

マイアミ大学 パラスーラマン教授開発

1 信頼できるか、2 スピードがあるか、3 安心できるか、4 真心を感じるか、

5 見た目がいいか、

質問作成の基本をマスター

質問項目をどう決めるか。

- 1.
- ・テーマを考える
  - ・優先順位を考える。

### テーマを考える

- ①自分のプロフィールを生かす。→自身の肩書で差別化する。
- ②興味ある分野を→自分のテンションを継続できる。
- ③緊急性ある分野の問題提起→突発的に起こった課題等

### 優先順位を考える

- ①選挙出馬時の公約
- ②調査結果の集大成
- ③選挙出馬前の確認

→総合計画、まち・ひと・しごと戦略チェック

### 理想的な質問とは

- ・質問とは
- ・質問の範囲
- ・質問の効果
- ・博士論文のように作成

### 質問とは

- ・市町村の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を  
求めるもの。

## 質問の範囲

- ・その市町村の行財政全般である。
- ・具体的には、自治事務、法定受託事務であるを問わず、市町村が処理する一切である。

## 質問の効果

- ・ただ単に執行機関の所信を正したり、事実関係を明らかにするだけにとどまるものでは決してない。
- ・所信をただすことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、其れの対する政治責任を明らかにさせたり、結果としては、現行の政策を、変更、是正させあるいは新規の政策を採用させるなどの目的にと効果がある。



平成29年6月15日

古賀市議会  
井之上 豊様

地方議員研究会  
セミナー事務局  
電話 06-7878-6297  
FAX 06-7878-6308

## 入金確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

受講料のお振込みを下記のとおり確認いたしました。

領収証は、当日会場にてお渡しいたします。

ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。  
当日のご参加をお待ちいたしております。

### 記

- ・受講日 平成29年  
博多 7月3日10:00~12:30、7月6日10:00~12:30、7月6日14:00~16:30
- ・受講料 45,000円
- ・お振込み日 平成29年6月15日
- ・お振込み名義人 井之上 豊様



1・4

平成29年6月15日

古賀市議会  
井之上 豊様

地方議員研究会  
セミナー事務局  
電話 06-7878-6297  
FAX 06-7878-6308

## 受講確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

お申込みいただきました内容を下記のとおりご確認申し上げます。  
つきましては、お確かめのうえ、事前に受講料のお振込みをお願いいたします。  
お申込みをいただきました時点で、お席は確保させていただいております。  
お振込み確認後、入金確認のご連絡をいたします。

領収証は、当日会場にてお渡しいたします。

ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。  
当日のご参加をお待ちいたしております。

### 記

- ・受講日 平成29年  
博多 7月3日10:00~12:30、7月6日10:00~12:30、7月6日14:00~16:30
- ・受講料 1講座 15,000円 × 3講座 = 45,000円

【 受講料 お振込み口座 】

  
名義 (社)地方議員研究会

領 収 証

井之上豊 様 29 年 7 月 3 日

★ ￥15,000

但「キラリと光る質問原稿の書き方」

7/3 10:00～研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-10-633

TEL 06 (7878) 6297

参考様式

<p>支出内訳書の番号 2</p> <p style="text-align: center;">調査研究報告書</p>	
1 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方議員にまつわるお金の話</li> <li>・ 質問方法のスキルアップ研修</li> </ul>
2 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員が税金から出して頂いた政務活動費の正しい使い方</li> <li>・ 質問のポイント、質問と質疑の違い</li> </ul>
3 実施時期	<p>H29、10月12日 14:00～16:30</p> <p>H29、10月13日 10:00～12:30</p>
4 実施場所	<p>東京都中央区京橋1-7-1戸田ビルディング</p> <p>TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター</p>
5 参加者	<p>井之上豊 岩井秀一</p>
6 その他	

## 地方議員にまつわるお金の話

### 【言葉の整理】

政務活動費＝地方議会の議員に政策調査研究等の活動のために支給される費用で、もとは政務調査費の名称であったが、2012年の地方自治法改正により改称され用途が拡大された。

### 【今後の対応】

・政務活動費の主たる使い方は政策提言・政策立案能力の向上などを図る為の調査研究費

- ・収支報告書はオープンに
- ・「判例」には上級審も視野に入れ即対応
- ・政務活動費報告書は領収書もネット公開
- ・流れは定額支給から実費計算・事後生産へ

## 地方自治法での議員報酬の根拠

### 第8章 給与その他の給付

平成20年6月改正自治法

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し議員報酬を支給しなければならない。

2、普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることが出来る。

3、普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し期末手当を支給する

ことが出来る。

4、議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

### 何故事件が止まらないか

#### 攻めに強いが守りに弱い議員の習性

- ・持ち出しの多い選挙を戦い常在戦場意識の中で金銭犯罪意識が希薄
- ・会計は小さい仕事と軽視、他人任せ
- ・常に選挙対策で「票」と同じに「金」も貰えるものは貰う

議会事務局の議員に対する力不足、まだ続く「お世話係」意識

- ・後払いではなく先払いが多い、先に貰うと全部使いたくなる

\*政務活動費の処理は「地雷の処理」と心得、真剣に

## 質問方法のスキルアップ研修

議会の中で共感を得る為の「議会要務令」

議会では、最上のものを目指さない

議会では、議員全員のレベルの半歩前を提案する

議会では、徹底して合意形成に努力する

議会では、「私」を捨てる

議会では、出来れば議員全員と付き合う

### 一般質問のポイント

\*一般質問では「知っている事を聞き、知らない事は聞かない」=自身の事前

勉強と十二分なヒアリング

議会質問で共通している事は「議場で分からない事は尋ねない」ここが一般社

会の会議における質問と異なる

\*現在では、一般質問において行政に対する政策提案にもウエイトが置かれる

ようになった

### 質疑のポイント

・議題外の発言は出来ない

・蛇足ながら、誤った認識で何ら事実の裏付けのない単なる「演説」「要望」も

タブーです。「指摘」は可。尚、「要望」は必ず書面で行う事

・ただし、常任委員会での「質疑」では、質疑の範囲をやや広く運用される事

が多い。

### 標準市議会会議規則では

第62条 議員は市の一般事務について、議長の許可を得て質問することが出来る。

2、質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

### 地方議会運営辞典では

一般質問とは、議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針などについて所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は質問を質すこと。

### 代表質問とは

3月定例議会で行われる市長の市政運営方針、市長の所信表明に対し、市議会各会派を代表して行う質問。

執行部から一般質問に求められるもの

\*執行部が身体で分からない問題を具体的に指摘・改善策を出す 執行部は

「なるほど」と思いたい

2

7/24(月) 振込スレ

平成29年7月21日

古賀市議会  
井之上 豊様

地方議員研究会  
セミナー事務局  
電話 06-7878-6297  
FAX 06-7878-6308

## 受講確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

お申込みいただきました内容を下記のとおりご確認申し上げます。  
つきましては、お確かめのうえ、事前に受講料のお振込みをお願いいたします。

お申込みをいただきました時点で、お席は確保させていただいております。  
お振込み確認後、入金確認のご連絡をいたします。  
領収証は、当日会場にてお渡しいたします。

ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。  
当日のご参加をお待ちいたしております。

### 記

- ・受講日 平成29年10月12日14:00~16:30、10月13日10:00~12:30 (東京)
- ・受講料 1講座 15,000円 × 2講座 = 30,000円
- ・領収証宛名 ご本人様名

【 受講料 お振込み口座 】

  
名義 (社)地方議員研究会



平成29年7月24日

古賀市議会  
井之上 豊様

地方議員研究会  
セミナー事務局  
電話 06-7878-6297  
FAX 06-7878-6308

## 入金確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

受講料のお振込みを下記のとおり確認いたしました。

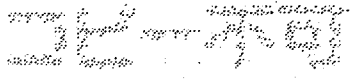
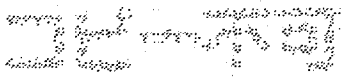
領収証は、当日会場にてお渡しいたします。

ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。  
当日のご参加をお待ちいたしております。

### 記

- 受講日 平成29年10月12日14:00~16:30、10月13日10:00~12:30（東京）
- 受講料 30,000円
- 領収証宛名 ご本人様名
- お振込み日 平成29年7月24日
- お振込み名義人 井之上 豊様





複写無効

**JALパック**  
株式会社ジャルパック

予約番号 TNTWM

# 発行明細書

ご出発までに、下記内容についてご確認ください。

お客様氏名：  
**イワイ ヒデカズ 様**

お支払金額：  
**110,600 円 (税込)**

■現在お手元にあるクーポン類

合計枚数 **6 枚** (航空券引換証 チケット入 クーポン類 **6 枚**)

イノウエ ユタカ 様分

2017年10月12日(木) 出発

お買得	東京 2日間 <cグループ>佐賀⇄福岡空港往復バス券なし (ND1822C)	旅行代金	55,300円
10/12(木)	航空券引換証 JAL0308便 普通席 福岡-羽田	チケット入	
10/13(金)	航空券引換証 JAL0325便 普通席 羽田-福岡	チケット入	
10/12(木)	観光券 BLUESKYクーポン		1枚
10/12(木)	宿泊券 ホテルサンルート新橋		クーポン不要

イワイ ヒデカズ 様分

2017年10月12日(木) 出発

お買得	東京 2日間 <cグループ>佐賀⇄福岡空港往復バス券なし (ND1822C)	旅行代金	55,300円
10/12(木)	航空券引換証 JAL0308便 普通席 福岡-羽田	チケット入	
10/13(金)	航空券引換証 JAL0325便 普通席 羽田-福岡	チケット入	
10/12(木)	観光券 BLUESKYクーポン		1枚
10/12(木)	宿泊券 ホテルサンルート新橋		クーポン不要

イワイ ヒデカズ 様御一行

お買得	東京 うれしいポイント! <東京モノレール羽割往復きっぷ> (NG1905B)	旅行代金	0円
10/12(木)	観光券 東京モノレール羽割往復きっぷ		2枚
10/12(木)	観光券 東京モノレール羽割往復きっぷ		2枚

■今回発行内容

発券種別	商品コード	出発日/発生日	旅行代金
新規発券	ND1822C	2017年10月12日	55,300円
新規発券	ND1822C	2017年10月12日	55,300円
新規発券	NG1905B	2017年10月12日	0円
旅行代金合計			110,600円

発行日時 2017年09月21日(木) 12:24 発行店舗名

<ご案内> ●券面に記載されたご本人が、記載内容に従ってご使用になる場合に限り有効です。記載内容を訂正した場合、複写した場合は無効となります。  
●ご利用施設・機関の利用券として発券されている場合は、各ご利用施設・機関にご提出ください。  
●「旅程表」として発行されている場合は、ご旅行に必ずお持ちください。なお、ご利用施設から提示を求められた際にはご提示ください。

# JALパック

発行日：2017年09月21日(木) 12:24

1 / 3 ページ

イワイ ヒデカズ 様 ご一行の旅程表 2名

商品名	お買得 東京 2日間 <グループ>佐賀⇄福岡空港往復バス券なし (ND1822C)	
旅行期間	2017年10月12日(木)~2017年10月13日(金)	
参加者 確認番号	イワイ ヒデカズ 様 49302A33	イノウエ ユタカ 様 49302A33

行 程	
10/12 (木)	福岡(10:00発) JAL0308便 普通席 → 羽田(11:35着) ※ - (お客さま負担) - ホテル フリータイム ◆BLUESKYクーポン 1,000円分としてご利用可 2名 お買得 東京 うれしいポイント! <東京モノレール羽割往復きっぷ> (NG1905B) 2名 ◆東京モノレール羽割往復きっぷ 【羽田空港第1・2ビル駅⇒浜松町駅】 上記ご利用日より10日間有効 2枚 ◆東京モノレール羽割往復きっぷ 【浜松町駅⇒羽田空港第1・2ビル駅】 上記ご利用日より10日間有効 2枚 ホテルサンルート新橋 喫煙ルーム/朝食付き 洋室/1名1室/喫煙 /2 夕 : なし 室 ☎ 03-3578-3610 翌朝 : 軽食(コーヒーショップ) ・朝食は軽食となります。
10/13 (金)	フリータイム ホテル - (お客さま負担) - 羽田(16:15発) JAL0325便 普通席 → 福岡(18:10着) ※

- ◆がマークされている施設はクーポンの提出が必要です。
- ・クーポンのない施設をご利用の際は、この旅程表をご提示ください。
- ・特に表記のない場合、ご宿泊施設はバス/トイレ付きとなります。

<ご案内> ●券面に記載されたご本人が、記載内容に従ってご使用になる場合に限り有効です。記載内容を訂正した場合、複写した場合は無効となります。

●ご利用施設・機関の利用券として発券されている場合は、各ご利用施設・機関にご提出ください。

●「旅程表」として発行されている場合は、ご旅行に必ずお持ちください。なお、ご利用施設から提示を求められた際にはご提示ください。

●「発行明細書」「変更明細書」にて発行されている場合は、ご旅行が終わるまで必ず保管ください。

2

# 領 収 証

№458477

2017年 9月 16日

井上 豊 様

金額									
			¥	5	5	3	0	0	



但し 旅費、宿泊費として (内消費税等 4,096 円)

お問い合わせありがとうございます。上記金額を領収いたしました。

内 訳

現 金 ¥5,530

クレジット

取扱者印

11-3101 福岡県古賀市天神2丁目5-1  
**サンリブ**  
**ファミンク** 店

株式会社 **サン**

TEL TEL092(943)0033 FAX092(944)6013

本社 〒800-0283 北九州市小倉南区上葛原2丁目14-1 TEL093-591-3711

(注) 領収印及び取扱者印なきもの、金額訂正をしたものは無効です。

2

領 収 証 2

井之上豊様 29年10月12日

★ ￥30,000

但 10/12 14:00～「地方議会、地方議員にまつわるお金の話」、  
10/13 10:00～「質問方法スキルアップ研修 初級編」  
2講座 研修会受講代として

上記正に領収いたしました



一般社団法人地方議員研  
〒532-0004  
大阪市淀川区西宮原2丁目6-633  
TEL 06 (7878) 6297

参考様式

支出内訳書の番号 <u>3</u> 調査研究報告書	
1 名称	森林・林業・林産業活性化九州大会
2 目的	森林・林業・林産業を古賀市にどう生かして行くか。また、今回は、防災の観点からも研究の一環として。
3 実施時期	H29、10月26日 12:30~15:30
4 実施場所	大分市金池南1-5-1 ホルトホール大分 大ホール
5 参加者	井之上、福崎、姉川、岩井、伊東、吉住、内場、村松 阿部、古賀、田中
6 その他	森林・林業・林産業活性化議員連盟の九州大会 JR古賀駅から折尾駅で大分駅行に乗り換え、会場は大分駅の前、徒歩1分程度

# 平成29年度森林・林業・林産業活性化九州大会

日時 平成29年10月26日(木) 12:30～

場所 ホルトホール大分 大ホール

## 式次第

- ・オープニングイベント 大分高校書道部による書道パフォーマンス
- ・主催者挨拶 大分県林活議連会長・林活議連九州連絡会議会長（鹿児島県）
- ・来賓祝辞 林野庁長官・大分県知事・大分県選出国會議員
- ・基調講演 「林業復活と地方創生」

一般財団法人日本経済研究所 専務理事 鍋山 徹

## 報告

「平成29年7月九州北部豪雨を踏まえた今後の治山対策について」

林野庁森林整備部治山課 課長 猪島 康浩

## 事例発表

「佐伯型循環林業の取り組みについて」

佐伯広域森林組合 代表理事専務 伊原 誠一郎

## 大会決議

大分県林活議連副会長

## 閉会挨拶

長崎県林活議連会長 （次回開催県）



## 大会決議

### 記

- 1、地球温暖化防止対策の重要な柱である森林整備や木材利用などの森林吸収源対策を推進する為、「森林環境税（仮称）」の創設による安定的かつ恒久的な財源の確保
- 2、東京オリンピックパラリンピック関連施設や民間建築物への国産材利用、木質バイオマス利用等の推進など、国産材の需要拡大を図る新たな法制度の創設
- 3、地域が主体となって施策を展開できる予算の充実・強化などによる林業の成長産業化、国際競争力の強化及び地方創生の実現
- 4、治山対策の推進などを通じた災害に強い森林づくりや治山・林道施設の長寿命化による「緑の国土強靱化」の推進

大分駅までの行程表 (行き)

JR 古賀駅 (7時半集合) ⇒JR 折尾駅 (9時1分発ソニック7号) ⇒大分駅  
(10時44分着)

(帰り) 大分駅 (16時45分発ソニック48号)

3人で往復券を購入6切符で3人(岩井、姉川、井之上)で割ったが割り切れ  
ず井之上が少し多めに5740円支払った。

領 収 書 No.063592	
井之上 様	
ご利用金額	¥5,740- (現金利用)
	上記の金額を領収しました。
購入商品	JR乗車券類
年月日	2017年10月24日
	九州旅客鉄道株式会社 古賀駅 POS001 発行

参考様式

支出内訳書の番号 4	
調査研究報告書	
1 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算審査のアプローチ1</li> <li>・決算審査のアプローチ2</li> </ul>
2 目的	古賀市の決算審査の力を深めるため
3 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H29、7月6日10:00～12:30</li> <li>・H29、7月6日14:00～16:30</li> </ul>
4 実施場所	福岡市博多区博多駅東1-16-14 リファレンス駅東ビル
5 参加者	井之上、村松
6 その他	

①

## 決算審査アプローチ1【基礎編】

### 地方自治法の規定

#### 第233条

会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三ヶ月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他法令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

## 地方自治法施行令の規定

### 第166条

普通地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。

2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する法令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書とする。

3 決算の調製の様式及び前項に規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

## 決算審査のアプローチ2【応用編】

### 決算審査の視点

- 1、持続可能な財政状況にあるのか。 (財政の健全性)
- 2、事業の成果は上がっているか。改善すべきことはないか。  
(施策の効果と改善)
- 3、違法不当な収入・支出はないか。(財務・財産管理・会計処理の適正性)

### 1、持続可能な財政状況にあるのか。

(財政の健全性)

○決算カードを起点に中期的な財政計画の作成・公表と説明について問う

- ・人口減少時代は税減収時代でもある。
- ・超高齢化は社会保障費の急増時代である。

\*その認識のもとに中長期の財政運営計画を策定しているか。

(即効性のある有効な方策はない。中長期的にどのような方針で健全化に向けて

財政運営をするのか？数値目標は？)

### 決算カードの見方 (歳入の状況)

○「一般財源」＝税＋地方交付税

地方税のうち都市計画税は課税が選択的なので臨時的財源。法定外税も同様。地方交付税のうち特別地方交付税は臨時的財源。

交通安全対策特別交付金は経常一般財源扱い

使用料、手数料、財産収入のうち、経常的に収入され自由に使用できる部分は一般財源扱い

○「特定財源」＝補助金＋地方債

使途が決められている財源・・・補助金、地方債等

臨時財政対策債＝地方交付税の不足分を補う財源で、経常一般財源扱い

## 歳入

○税収がのびないという前提で財産管理を徹底する必要性を問う

・自治体の「財産」とは？

「公有財産」⇒「公共施設等総合管理計画」→除去債活用→遊休地売却・活用

→産業振興 or 定住人口増

「債権」⇒着実な回収（民間サービサー、弁護士の活用）

「公金債権回収業務」における試行自治体の実施状況について（平成25年度実績）～内閣府」

「物品」⇒備品・消耗品の無駄はないか。

（例）コピー紙の消費量の推移を明らかにする⇔議会のペーパーレスの推進

「基金」⇒財政調整基金の目的基金化（教育基金など将来への投資へ

領 収 証

井之上豊様 29年7月6日

★ ¥30,000

但 7/6 10:00~「決算審査のアプローチ1」、  
7/6 14:00~「決算審査のアプローチ2」  
2講座 研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員  
〒532-0004  
大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639  
TEL 06 (7878) 6297